

建築工事の発注にあたっての考え方

【基本的な考え方】

契約後に工事中止を伴わず、円滑に工事を進められる**条件が整った**案件について、**契約手続きを進める**。

《発注に向けた条件》

1. **建築確認手続きが完了していること**
2. 既存住棟の**解体が完了し、建設予定地が更地になっていること**

【既存住棟の解体中に発注した事例】

《新田一丁目における考え方》

- 昨年度、これらの条件を満たさない場合でも、新田一丁目において、**公表時点**で建築工事の契約締結までに**既存住棟の解体が完了する予定**であり、建築工事の**着手時点**で**2. の条件が満たされる蓋然性が高いこと**から、工事を発注
- 契約手続きの期間において、建築工事の入札参加者に対し、**解体工事に関する情報を提供**

《契約手続きと解体工事のスケジュール》



新田一丁目での解体工事の情報提供



建設予定地に解体工事の予定を掲示

平成30年10月19日
東京都東部住宅建設事務所

新田一丁目団地4号棟除却工事に関する情報提供

現状

今後の予定

	平成30年度					
	10	11	12	1	2	3
4号棟 除却工程		除却準備 【約1か月】	除却工事 【約3か月】			
			4号棟部分更地化			

1. 現状

- 現在、除却工事範囲において除却工事を実施中です。
- 除却対象の1～5号棟（5棟180戸）の内、4棟130戸は既に除却作業を終了しています。

2. 今後の予定

- 10月下旬に残存する4号棟の除却工事に関する準備工事を始めます。
- その後、11月下旬から除却工事を実施し、2月下旬に4号棟部分も含めた除却工事範囲の更地化を行う予定です。

設計説明書にも同様の内容を記載

問い合わせ先

※4号棟関連工事に関する今後の予定等についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

所属：東京都東部住宅建設事務所開発課
担当：後藤(ごご)・菅井(かゐ)

TEL：03(3256)2275